

# 公益財団法人大学基準協会

## 守秘義務に関する規程

平16. 5. 18決定

平18. 5. 23改定

平22. 5. 21改定

平22. 11. 19改定

平24. 3. 9改定

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款第4条第1項第1号に規定する第三者評価（以下「第三者評価」という。）に関わる評価者が、評価活動における機密保持のために遵守すべき事項等について定める。

第2条 本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- 一 第三者評価に関わるすべての委員会の委員及び幹事
- 二 前号の委員会の下に設置される各分科会及び各部会の主査及び委員
- 三 特別大学評価員
- 四 第三者評価に関わるすべての異議申立審査会の委員

第3条 評価者は、第三者評価の目的及び意義を十分に理解し、大学の質的向上及び大学教育の改善に貢献することを使命とし、公正かつ誠実に評価活動に従事しなければならない。

第4条 評価者は、評価活動を通じて収集した情報について、第三者評価以外の目的に使用してはならない。

第5条 評価者は、第三者評価申請大学が提出した諸資料及び実地調査、その他評価活動を通じて得られた情報を第三者に漏えいしてはならない。なお、この定めは評価活動終了後も有効に存続するものとする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる情報等については適用されないものとする。

- 一 評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実
- 二 公表を前提として公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が作成した刊行物その他の資料等で、本協会が明らかにすることを許可したもの
- 三 当該年度の第三者評価結果が本協会から公表された後における、当該年度に第三者評価申請を行ったすべての大学・学部・研究科名
- 四 当該年度の第三者評価結果が本協会から公表された後における、当該年度の第三者評価に従事したすべての評価者の氏名及び所属機関

第6条 評価者は、本協会事務局から送付された第三者評価申請大学に関する資料を、評価活動終了後、すみやかに本協会事務局に返却しなければならない。

第7条 本協会は、第三者評価申請大学が提出した諸資料について、次回以降の第三者評価のために1部保存するほかは、外部に漏えいすることのないよう、これを適切な方法で処分するものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

2 理事会は、この規程の改廃にあたり、評議員会、大学評価企画立案委員会及び第三者評価に従事するすべての委員会から意見を徴することができる。

第9条 この規程の施行に必要な細則は、理事会が決定する。

附 則（平成18年5月23日）

1 この規程は、平成18年5月23日から施行する。

附 則（平成22年5月21日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月19日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日）

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。